



目次

告示	ページ
○自動車税環境性能割証紙代金収納計器取扱人の指定 (税務課)	1
○自動車税種別割及び自動車税環境性能割証紙代金収納計器取扱人の指定 (")	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	1
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	1

告 示

高知県告示第393号

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第72条の10において読み替えて準用する同規則第73条の3第3項の規定により、自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

令和元年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称
高知市長浜3106番3
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所
- 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称
高知市長浜3106番3
一般社団法人全国軽自動車協会連合会高知事務所
- 指定期間
令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

高知県告示第394号

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第73条の3第3項（同規則第72条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、自動車税種別割及び自動車税環境性能割に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

令和元年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称
高知市大津乙1879番地5
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部

- 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称
高知市大津乙1879番地5
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 指定期間
令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月1日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第3号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第37条の表中

主任	高度の専門的な事務又は技術に従事し、当該事務又は技術に従事する職員を指揮監督する。
----	---

を

主任	高度の専門的な事務又は技術に従事し、当該事務又は技術に従事する職員を指揮監督する。
係長	係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

に改める。

第38条第1項の表中

教職員・福利課	企画監
高等学校課	企画監
高等学校課 全国高等学校総合文化祭推進室	室長
高等学校課	チーム長

学校支援チーム	
---------	--

を

室	室長 チーフ（必要があると認める室に限る。）
係	係長
チーム	チーム長 チーフ（必要があると認めるチームに限る。）

に改め、同条第2項中「副参事」を「副参事、企画監」に改める。

第39条第1項の表教育センターの項中「次長 企画監」を「次長」に改め、同条第2項中「必要に応じ」を「必要に応じ、企画監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月1日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の3級の教育委員会の項中

「主幹」

を

「係長

主幹」

に改める。